

郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

令和4年8月2日制定

[財務部契約検査課]

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）を活用したCCUS推奨工事（以下「推奨工事」という。）及びCCUS義務化工事（以下「義務化工事」という。）の実施にあたり必要な事項を定め、CCUSの活用拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) CCUSとは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいい、CCUSの運営主体は、一般財団法人建設業振興基金である。
- (2) 下請事業者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 技能者とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 事業者登録とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 技能者登録とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) 管理者ID登録とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (7) カードリーダーとは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 現場利用料とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴の蓄積1回ごとに発生する料金であり、元請事業者が支払を行う費用をいう。
- (9) 推奨工事とは、受注者がCCUS活用を希望する工事をいう。
- (10) 義務化工事とは、発注者がCCUS活用を義務づける工事をいう。

(対象工事等)

第3条 推奨工事の対象となる工事は、設計価格が5千万円以上で、次の各号のいずれかに該当する工事以外の工事とする。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する工事
- (2) 実工期（休日を除く。）が30日以下など工期が著しく短い工事
- (3) その他の事由により、発注者がCCUSを活用できないと判断する工事

2 義務化工事は、工事担当課が選定するものとする。

3 発注者が、推奨工事及び義務化工事の対象外とした工事において、受注者がCCUS活用を希望する場合は、契約締結後30日以内に発注者に対し協議できるものとする。

(特記仕様書)

第4条 CCUS活用工事については、推奨工事又は義務化工事である旨を特記仕様書に明示するものとする。

(実施方法等)

第5条 CCUS活用工事の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、CCUS活用工事として別表の各実施項目の実施基準を実施するものとする。
- (2) 受注者は、現場完了時に別表の各実施項目の提出書類を発注者に提出し、実施基準を満たしたかどうか確認を受けるものとする。

(工事成績評定点)

第6条 工事成績評定は、次の各号により郡山市工事成績評定要綱（平成19年2月22日制定）の工事成績採点表における評価項目を加減点するものとする。

- (1) 推奨工事又は義務化工事の受注者が前条第1号に掲げる実施基準の全てを満たした場合は、（第1評定）「5創意工夫」において、2点加点するものとする。
- (2) 推奨工事の受注者が実施基準の全てを達成できなかった場合は、工事成績評定点の減点などの措置は課さない。
- (3) 義務化工事の受注者が実施基準の全てを達成できなかった場合は、（第2評定）「8法令遵守等」において、1点減点するものとする。ただし、CCUSの運営主体による登録事務の遅れによりCCUSを活用できなかった場合については、この限りではない。

(CCUS活用に要する費用)

第7条 CCUS活用に要する費用は、別表の実施基準の全てを達成できた場合に、カードリーダー購入等費用（新規購入分）及び現場利用料について、工事請負費率の対象とし、以下のとおり支出実績に基づき設計変更を行う。

種別	設計変更項目
土木工事	共通仮設費に積み上げ計上する。
建築関係工事	諸経費については、現場管理費及び一般管理費の対象とはしない。

(1) カードリーダー購入等費用

カードリーダー購入等費用については、購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上するものとする。ただし、上限金額及び上限台数等については、次の表のとおりとする。

カードリーダー又は顔認証型リーダー				カードリーダー 以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
OS		上限金額 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
購入	Windows	1万円(税抜)	2台	計上しない	計上しない
	iOS	3万円(税抜)			
リース	Windows	計上しない	—		
	iOS				

備考 施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受注者及び発注者の協議により、その費用を計上できるものとする。

(2) 現場利用料

ア 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

イ 現場で就業履歴の蓄積を忘れた場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

ウ CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録及び技能者登録をいう。）のための費用は対象としない。

(実施状況調査等)

第8条 受注者は、発注者から実施状況調査等の依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じ受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月2日から施行し、令和4年9月1日以降に起工する工事から適用する。

別表

実施項目	実施基準	提出書類
① 事業者登録	元請事業者のみ (下請事業者の登録は求めない)	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表
② 技能者登録	1名以上の技能者の登録	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表
③ 現場登録	当該現場の登録	・現場利用料の請求書の写し
④ 就業履歴 情報登録	当該現場での30日以上就業履行 情報の登録	・カードリーダー等の現場設置状況写真 ・就業履歴一覧表

※ 既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

※ 提出書類は、各実施項目の実施状況が確認できれば他の書類に代えることができるものとする。

特記仕様書記載例

1 推奨工事

(建設キャリアアップシステム活用工事)

第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（**推奨工事**）である。

2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」(令和４年８月制定)に基づき実施するものとする。

2 義務化工事

(建設キャリアアップシステム活用工事)

第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（**義務化工事**）である。

2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」(令和４年８月制定)に基づき実施するものとする。